

資料2

パブリックコメントの実施について

「幸手市空家等対策計画（素案）」について、幸手市意見公募手続要綱により、つぎのとおりパブリックコメントを実施します。

○実施期間

令和7年12月8日（月）～令和8年1月9日（金）

○計画（素案）の閲覧

閲覧用の計画（素案）及び意見記入票を公共施設（市役所、ウェルス幸手、各公民館）に配置します。また、ホームページから素案及び意見記入票をダウンロードできるようにします。

○意見を提出できる人

市内に在住、在勤または在学している人
その他、本計画に利害関係のある人

○提出方法

意見記入票に必要事項を記載のうえ、くらし防災課あてに電子メール、ロゴフォーム、郵送、ファックスまたは持参により提出していただきます。電話や口頭による意見は対象となりません。

○提出先

くらし防災課 〒340-0192 幸手市東4-6-8
0480-43-6033（ファックス）
kurashi@city.satte.lg.jp（電子メール）

○いただいたご意見について

いただいたご意見は、市で内容を協議し、素案に反映すべきものは協議会にお諮りします。

ご意見については、その概要と市の対応をホームページで公表します。
また、意見記入票の返却は行わず、個別の回答も行いません。